

京都市告示第162号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 延長 | 敷地の幅員 |
|-----------|-------------------------------------|----------------|----------------------|
| 上高野経477号線 | 左京区上高野畑町33番地の12地先から同町30番地の26地先まで | メートル 113.80 | メートル 6.00 ~ 12.02 |
| 西京極経90号線 | 右京区西京極藪ノ下町6番地の5地先から同区西京極長町17番地地先まで | 76.50 | 6.01 ~ 8.73 |
| 嵯峨緯324号線 | 右京区嵯峨鳥居本中筋町17番地の12地先から同町17番地の19地先まで | 92.50 | 6.00 ~ 11.40 |
| 日野緯95号線 | 伏見区日野西大道町9番地の13地先から同町9番地の22地先まで | 50.00 | 6.01 ~ 11.15 |
| 深草緯283号線 | 伏見区深草坊町19番地の3地先から同町3番地の6地先まで | 81.40 | 6.00 ~ 11.50 |

(建設局土木管理部道路明示課)